

裁 判 所	東京地方裁判所
事 件 番 号	平成26年（ワ）第5697号、同第20277号、平成27年（ワ）第9207号、同第22703号
事 件 名	損害賠償請求事件
判決年月日	令和2年10月9日
判 示 事 項	経済産業大臣が福島第一原子力発電所の津波に起因する事故による被害発生防止に関して電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）に基づく規制権限を行使しなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法ではないとされた事例
判 決 要 旨	被告国は、平成18年7月末の時点で、O. P. (Onahama Peil (小名浜港工事基準面)) +10mを超える津波が福島第一原子力発電所に到来することを予見し得たと認められるものの、その予見の精度及び確度は十分なものではなかったこと、仮に、被告国が平成18年7月末の時点で規制権限を行使していたとしても、結果を回避し得た可能性は認められるものの、その程度が高いということとはできないこと、予見の精度及び確度の程度に照らせば、被告国が福島第一原子力発電所を含めた原子力発電所の津波に対する安全性を確保するために実際に講じていた措置は、一応合理的なものと認めることができることなどの事情の下では、被侵害法益の重大性や、被告国が積極的に原子力発電を推進していたこと、原告らに結果の発生を回避し得る手段がないことなどの事情を考慮しても、被告国が平成18年7月末から平成20年3月又は同年5月までの間に規制権限を行使して被告Y株式会社に津波対策を講じさせなかったことが、国家賠償法1条1項の適用上違法であると認めることはできない。
事案の概要	本件は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波の影響により、福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）から放射性物質が放出されるという事故（以下「本件事故」という。）が発生したことについて、福島県田村市に不動産を有するなどしていた者であるX1らが、福島第一原発を設置して運転していた被告Y株式会社（以下「被告Y社」という。）及び被告国に対し、＜1＞被告Y社については、福島第一原発の敷地高を超える津波の発生等を予見しながら、これらに対する必要な対策を怠ったものであり、その結果、本件事故が発生し、X1らが自然と共生する生活を断念することを余儀なくされるなどして精神的損害及び財産的損害を受けたとして、＜ア＞主位的に、民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）709条又は同法719条1項

	<p>に基づき、＜イ＞予備的に、原子力損害の賠償に関する法律（平成24年法律第74号による改正前のもの。） 3条1項及び民法719条1項に基づき、また、＜2＞被告国については、経済産業大臣が被告Y社に対して電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの。）等に基づく規制権限を行使しなかったこと等が国家賠償法上違法であり、その結果、本件事故が発生し、X1らが損害を受けたとして、同法1条1項並びに同法4条及び民法719条1項に基づき、それぞれ、損害賠償金等の支払を求めた事案である。</p>
訟務月報	67巻4号